

審議（会議）結果

審議会等名称	第31回神奈川県障害者施策審議会
開催日時	令和3年11月2日（火曜日） 10時00分から12時00分まで
開催場所	神奈川県自治会館 2階会議室
出席者	【会長】小川委員、【副会長】堀越委員、金子委員、野口委員、谷田川委員、内藤委員、安藤委員、六反委員、赤坂委員、成田委員、在原委員、佐藤委員、徳田委員、杉山委員
次回開催予定日	令和3年11月下旬頃
所属名、担当者名	障害福祉課調整グループ 山下・小澤 電話 045 (210) 4703 ファクシミリ 045 (201) 2051
掲載形式	議事録
審議（会議）経過	以下のとおり
<p>（事務局） 県参事監兼福祉部長挨拶</p> <p>（小川会長） それでは早速議事に入りたいと思います。本日は、御案内のとおり、議題2件、報告事項4件が予定されています。時間が限られておりますので、その時間の中で発言をしていただきたいと思います。</p> <p>それでは、議題1「神奈川県障がい福祉計画の改定」について、事務局から御説明をお願いします。</p> <p>（事務局） 資料1-1～資料2-2に基づいて説明</p> <p>（小川会長） それでは、今、御説明いただきました資料1-1、1-2、それから資料2-1。2-2は説明を省かれましたけれども、お目通しいただいているかと思います。</p> <p>ここまでで議題1の説明が終わりましたので、今から議論をしていきたいと思います。</p> <p>また、基本的な事項の質問、確認等がありましたら、そのことも触れていただきたいと思います。</p> <p>順番にやっていきますと時間が足りませんので、皆さんの分野のお気づきの点から御意見をいただければと思います。御意見がある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>（金子委員） まず、資料1-2の3ページ目、（イ）入所施設の地域を支える機能の充実ということで、</p>	

私は、かながわ身体障害福祉ネットワークという団体で、さがみ緑風園をはじめ神奈川県内の9つの身体障害者支援施設を訪問して、利用者の方から苦情や相談を受けているのですが、施設や支援員などに対する苦情なども多いですけれども、それ以外に施設を出て地域で生活したいという相談もとても多いという現状があります。しかし、その時に大きな問題の一つは、家族の理解が得られなくて地域移行に反対されてしまうことがよくあります。

もう一点は、本人が思い切って施設から出て地域で暮らし始めても予想していたことと違ったりして、もしも地域での生活に失敗した時に、もう今までいた施設には戻れないので多くの利用者にとっては、その部分がとても心配になってしまい地域移行に踏み切れないという現状があります。このようなことから、地域移行した後にもし失敗した場合は、また施設に戻ってやり直せるような仕組みを是非考えていただきたいと思います。

それからあと2点目。5ページ目の一番下、エ 障がい者虐待の防止及び差別解消の推進についてです。この部分は事業者に対してということだと思いますが、事業者だけでなく、例えば作業所などで働く障がい当事者に対しても、どういうことが虐待なのか、どういうことが差別なのか、ということが当事者にも学べるような研修など、そうしたものを是非付け加えていただきたいと思います。

(小川会長)

今の御意見はすごく具体的ですが、この計画の中の重要な項目になっていると思います。つまり、基本理念と基本方針とか、施設の役割とか、当事者目線の報告書を踏まえて検討中ということで、ペンディングにしているのですが、その中で如何に地域移行というのを促進するかということ積極的に出すとすれば、今おっしゃった御家族の課題、地域に出た時のバックアップやセーフティネット、そういったものを揃えておかなければ、理念的なものが実現しません。つまり、実現する具体的なものが必要になってきて、それがこの障がい福祉計画の中に反映されるべきだという御意見になると思います。

それから2点目ですが、差別の解消について、例えば事業所に対して、そういった差別や虐待にしてもいろいろな研修が行われるかもしれませんが、当事者に向けてもいろいろと働きかけたや理解・啓発の促進というものが、併せて必要ではないでしょうか。こうしたことが当事者の立場というものを尊重していくことになるかと思えます。

事務局から意見を出してもらってもいいのですが、それに関連して何か御意見はありますか。

(佐藤委員)

今はもっともな御発言だと思います。形式的な点からいくと、事務局から御説明いただいた資料にページ番号があるものと無いものがあって、何ページと言われてもなかなか分からない。これは次回以降、訂正してほしいと思います。あと、今、虐待、差別がどうだという話は、基本的には将来展望にかかわる話でして、事務局の説明の中でも、将来展望の会議の中でいろいろと検討されているので調整中という説明がありましたが、調整中ではないものについても影

響があると私は思っています。説明を伺っている中でいくつか気が付いたところもあるのですが、一つ一つは言いませんけれども、全体的に将来展望委員会の見解というか、動きによって訂正される可能性があるということを、どこかに入れておいた方がいいのではないのでしょうか。この項目については調整中、ではなくて全体について変更があるよという、可能性があるということを含めた文章を入れておいた方がいいのではないかと思います。

(小川会長)

ありがとうございます。確かにそのように思います。パーツで、ある節のところだけが調整中というよりも、もう少し全体に捉えていくということ。その方がよりよいレベルに全体を上げていくこともできるかもしれないので、あまり小刻みにしないほうがいいのかもかもしれません。委員の皆さんから御意見はありますか。

では、事務局から今の2つの意見を通して御意見はどうでしょうか。

(事務局)

先ほど、佐藤委員から、将来展望検討委員会の検討について、この計画に、今、調整中としているもの以外でも反映できるところがあるのではないかという御意見をいただきました。これについては、御承知のとおり、将来展望検討委員会で先日、中間報告が出されましたが、年度末に向けて、まだ検討が続いているという状況で、障がい福祉計画と並行して進んでいるところです。

県としても、次の審議会で全体の素案を出したいという中で、できる限りの反映はしていきたいと考えていますが、今のところ、報告としては中間報告までしか出ていないという中で、可能なものは反映しつつ、将来展望検討委員会の最終的な報告書を踏まえて、県として、将来像、これからの障がい福祉をどうしていくのかということを考えていくこととなります。

今回、この障がい福祉計画については、計画の策定作業を1年先送りしたことで、実質2年間の計画ということになりますが、場合によっては次回の改定の時に反映していくものも出てくると思いますので、出来る限りのところは対応しつつ、場合によっては次回に対応するというところもあると考えています。

(小川会長)

それでは、次回にというところがあるという話がありましたので、この審議会で、この短い年度の中で何をやっていくか、それから若干長期に引っ掛けながらやっていくことは、この場で議論をさせていただきたいと思います。

(成田委員)

同じところですが、先ほど成果目標案の説明があって、福祉施設入所者の地域生活への移行人数も項目として基本方針に乗せていくという話で理解しているところですが、移行に関して、施設側で取り組んでいる経過を成果として数値化できることがあれば、見える化した方がよい

と思っています。難しいとは思いますが、県独自で移行に向けた取組として施設側とか、日中活動をどうするとか、地域の市町村との連携を図ったとか、いろいろな手立てがあると思うので、移行した結果の面だけではなく、移行に向けた取組を数値化して、結果としては今年出来なかったけれども取り組んでいるということが大事なかなあと思うので、県独自での評価、あるいは取組の成果を評価するものがあるといいなと思いました。

もう一つ、3ページ目の障がい者の地域生活を支える支援の充実のライフステージに沿った支援の促進について、2行で説明されていますけれど、実はある意味、県民の方も参加できる内容の部分もたくさんあるのかなと考えれば、先ほどの差別解消の推進にも関わってきて、障がいのある方の社会芸術参加とか、そういう部分への取組への意思表示がどこかに出されていると、障がい福祉計画だけ福祉計画ではなくて、県民の方にも目標となってもらえるような要素がどこかに加わっているといいなと考えました。

(小川会長)

2点言ってください、一番目はとてもよく分かって、この目標と結果が最終的な数字しかでてこない、プロセスの中でその日の生きているという充実感があるかもしれないのに、結果の数字だけで評価をしていくというのは片手落ちかなと思います。その点について安藤委員はどのようにお感じになりますか。いろんな試みをしている、あるいは力をつけているってことの見える化をしていくということについて、いかがでしょうか。

(安藤委員)

確かに御指摘のとおりだと思います。見える化を図ることは重要だと思うのですが、具体的にどうするかということが我々現場から見ても、何をどのように提示していくのが難しいので、事例を積み上げていくというような、そういうことになるのかなと思いますので、それはどこかで継続的に事例を積み上げられるような場を県全体で持つことが必要になっていくかなと感じています。

(小川会長)

大切な御意見だと思います。

非常に大きなテーマで議論していますけれど、こういった一つ一つの事例、それから事例から抽出される要素というか、力をつけていく要素、あるいは地域で暮らしていくための要素というものも見えてきて、共有して県全体に広がっていくということが大切だと思います。成田委員のおっしゃってることを何らかの形で反映したいなと、この計画の中に入れるということが難しければ、何らかの形で反映できたらと思います。

2つ目は、障がいに限らず幼児期からのいわゆる生涯教育というのが一般的にも言われているし、高齢者の方の見直し、世代別にいろいろな取組が一般でも行われようとしているので、障がいについてもそういったライフステージに沿った課題をもう少しきちんと行うように、まるめて書くところになってしまいますが、もう少し具体的に、それから障害福祉サービスを順番

に並べるだけでなく、というような意味かと思っています。

(成田委員)

ウの（ア）というのはどういう形で成果目標に反映させようとしているのかということをお聞かせいただくと、ここで訴えていることが何であるかが理解できるのですが。

(小川会長)

わかりました。ウの（ア）ライフステージに沿った支援の促進はどこに反映されますか。

(事務局)

この基本的な視点と成果目標が全部直結しているような構成になっているわけではない、というところが実際です。

成果目標については、基本的に国で指定されています。基本的な視点については、国の基本指針の中から、この計画を貫く考え方を主にピックアップして書いていますので、この計画は成果目標の達成だけではなく、障害福祉サービスの提供体制の確保ということで見込み量を出して、それを確保するための取組を書いています。あるいは、地域生活支援事業の実施について記載していくものですので、この部分については、そういったところも含めて関係してくると考えており、実際に成果目標のどこかと言われると、正直「ここ」というものはないと思っています。

(小川会長)

これはどこかで、マッチングについて、「これはばらけてここに入っている」とか、「これはライフステージに沿った支援のそれぞれの段階の項目なので、どうしても一つにはまとめられない」とか、ここに書いた以上は見分けるように、何か解説するとか分かるようにしたらよいのではないのでしょうか。他に御質問や御意見がある方は手を挙げて下さい。

(佐藤委員)

先ほどの私の発言に対して事務局から御説明があったのですが、趣旨が十分伝わっていないようなので重ねてもう一度申し上げたい。

具体的に言うと、例えば入所施設の役割についての位置付けについて、生活拠点という点に加えてショートステイですとか緊急時の対応というようなことが文章で書いてありますが、ここが変わる可能性があるわけですね。なので、そこは調整中のところから外れている、という文章になっているのですが、調整中となっていないところでも変わることがあるということをお前提に御議論いただきたいと思います。

(小川会長)

調整中と言ったら全部に調整中になってしまうので、当事者目線の検討会での取り込める内

容、第6期の中で取り込めることについては取り込んでいくというような形で、検討会での確定は県の方針でもあるので、それがこの数値目標を持った計画の中に取り込めるものは取り込んでいくということで。今、調整中となっているものだけがその検討会の結果から影響されるということではなく、全体的に見ていくということでもよろしいですか。

(佐藤委員)

はい、そういう趣旨です。これはもちろん計画ですので、将来的に何年かかかるとは思いますけれど、しかしいったん書いてしまうとそれに縛られるという性格のものでもありません。動きを反映させていくという形をとっていかないと、いろいろな委員会や会議は動いていて、会議の検討結果が計画に反映されなくなる可能性が出ますので、そこは反映させるような形をとっておいていただきたいと思います。私は思っております。

(小川会長)

はい、わかりました。

(事務局)

今の佐藤委員の御発言はごもっともだと思っております、将来展望検討委員会の報告書は年度末にまとまります。この障がい者福祉計画も年度末に策定しますので、足並みを揃えていくということは当然のことだと考えていますので、年度末まできちんと足並みを揃えた計画にするよう努めていきます。

(小川会長)

はい、ありがとうございます。

(堀越副会長)

第30回の書面審査に、審議会の委員の皆様がいろいろな意見を書面で出されました。それに関しての言及が本日の会議の中で無い中で、当事者目線の会議との協調を考えるということが、それがいわゆる調整中というふうになされていくと、審議会の委員の御意見と当事者目線の委員会の方向性は合致しているとは思いますが、この審議会の意味合いといいますか、当事者目線の委員会の関係性が見えなくなるかなと思います。

調整中と書かれてしまうと、どう調整中かもわからないとなってしまいますので、少し提示の仕方といいますか、御説明の仕方として、審議会の委員が書面会議で出された御意見などもちゃんと踏まえているということをわかるように御表明いただいた方がよかったかと思いません。

(事務局)

大変申し訳ございません。前回は書面会議ということで、書面会議の回答も直前になってし

まい、その御説明もできない状態で、この会議の資料を作っているというところは、大変申し訳なく思っています。ただ、いただいた御意見、反映できるものは当然反映しておりますので、改めて整理して、また次回御説明できればと思っております。

(小川会長)

ありがとうございます。前回は書面会議でしたので、私の方でそれをチェックしたのですが、第5期の障がい計画の総括に対して、委員から60件の意見が出たんです。60件の意見のうち「参考にします」という回答が8件。つまり、これは当面やりません、ということですよ、「参考にします」ですから。それから「検討します」というのは、何らかの形で文言を入れていこうというのが11件、60件のうち、「根拠があるので計画に反映します」が40件ぐらいあるのですが、11件は検討の結果、検討した結果どうなっていくのか。そして、「参考にします」は次の年度に向かうことで整理していきたい。次の会議の時に、これ全部1個ずつ、一対一で回答がされているので、委員の皆さんに郵送されてきたと思いますが、自分のところがどうなっているのかなと見るので、横にしか見られない。縦には見られませんので、そういうふうに整理された方がよいと思います。

第6期の骨子案に対しても、24の意見が出ていますが、ほとんど「参考にします」で9件。

これも、今どうしようもないなと思われるので「参考にします」になってしまう。

そのへんも積極的に委員の意見を反映するなり、現状はこういうことでその根拠をあげて、「この時期にずれていきます」ということをしっかりと書けると、委員と事務局がキャッチボールできると思います。

時間がない中、コロナ禍の中で等いろいろな理由があって、作業はものすごく大変だと思いますけれど、ちょっと満足感がね、委員としては何か吸い込まれちゃったという感じがするので、そここのところを分かるようにしていただきたい。今日はひとつひとつやりませんが、参考とか検討となっている事項については、もう1回取りまとめて御説明いただくようにした方がよいと思います。

次回の会議もそう遠くはないと思いますので、その時にでもお示しいただければいいかと思えます。堀越委員の御意見が出ましたけれども、他の委員の方の御意見がありますか、他に何かありますか。

(野口委員)

資料1-2の6ページ(イ)障がいを理由とする差別の解消の推進に関してです。障がい者に対する差別というか合理的配慮というところですが、少し前の情報で大変印象に残っているのが、行政の就労の就労率に達していないという情報です。行政の方もいろいろと対策をしますという感じだったと思うのですが、この文章の中に「県が啓発をします」という感じで読めてしまって、文章を見ると、もちろん県自体はいろいろと努力していただいていると思いますが、この文章ですと何か啓発するんだ、というような感じで取られてしまって、例えば合理的配慮、例えばその就労に関しても、やっぱり先頭に立っているいろいろ合理的配慮も進めていただき、就

労がちゃんと定着するような支援を先頭に立って、「こういうことをやれば障がい者の人ももっと働きやすくなる」とか、先ほど経過が大事だという話もありましたが、そういうことを是非具体的に障がいの当事者の方と一緒に考えることを、県の方でも率先してやっていただきたいし、そういうことが感じられるような文章にさせていただくとよいと思います。

県は、「県民や民間事業者に更なる理解の促進」というようなことがあります。まず県が先頭に立って、特に就労に対する合理的配慮、教育に対してもインクルーシブ教育っていうのをどんどん進めていただけたらいいかなと思っていますので、よく考えれば、あの教育の場面、あるいは就労の場面でこういうことがあったらもっと通勤もしやすいとか、あるいは働きやすいとか、そういったいろいろな工夫をどんどん進めていただきたいと思っていますので、文章でそういう感じが出たらよいと思います。

(小川会長)

事務局の方はどうでしょうか。どうしても障がい福祉計画は、事業を中心にサービスの項目から数字を割り出す、障がい者計画でその全体を包むというようなイメージをするのですが、県としては今言われたように、そういうきめ細かいことをしていかななくてはいけないと感じられているようですが、いかがでしょうか。障がい福祉計画の中にどう織り込むか、あるいは表現というか。

(事務局)

障がい者差別の解消の推進については、小川会長からもお話がありましたとおり、実際、この障がい福祉計画には、成果目標をご覧いただいても、直接的に関係してくるところは無いという形で、この基本的な視点で出てくることとなりますが、野口委員の御意見もごもっともだと思います。このため、ここの部分の書き方については、再検討させていただきたいと思っております。

(小川会長)

ありがとうございます。オンラインで出てくださっている谷田川委員、少し御意見をいただいてもよろしいでしょうか。

(谷田川委員)

特にありません。よく内容とか、まだ具体的にあまり把握できてないので。

(小川会長)

分かりました。資料が膨大に送られてきて、読み込むのが大変だったと思いますけれども、慌てずにじっくり読んで、また個別に事務局に連絡しても構わないので、今後よろしく願います。

(谷田川委員)

はい、わかりました。

(小川会長)

それから杉山委員いかがでしょうか。この会議の場で町長さんから御発言いただく機会が無いのですが、実はこの県の障がい福祉計画は、各市町村から集約して、それぞれの市の目標値とか、到達点という数値を合算して1冊にまとめた時には、もう市の個別な動きはなかなか見えにくくなっているのですね。ですが、町でお仕事をされていると、どうしても県との齟齬というか、ずれがあったりするのではないかと思います。とりわけ障がい福祉については、そういうことがおきがちだと思うのですが、何か全体的なことでもよいですが、県と市町村との、この分野の関係性のあり方みたいなもの、情報交換とかコミュニケーション、そのようなことについて、何か日ごろお考えのことがあったら聞かせていただきたいと思います。なかなか機会がないのでよろしくをお願いします。

(杉山委員)

特に私は無いのですが、県の担当課とのやりとりはその都度しなければならぬ。ただ、特にこのことについて具体的にこうだというのは、今はありません。

(小川会長)

分かりました。今後ともよろしくをお願いします。

(在原委員)

主に、この資料2-1を見て考えたのですが、先ほど成田委員がおっしゃった、地域移行に関する結果だけではなく、移行に向けた取組のところもちゃんとキャッチしていけるような何かきっかけを、ということに非常に同感で賛成ですけれども、そのことと、相談支援体制の充実強化というのを結び付けて考えたらどうかと思います。

この相談支援相談員のところの数値目標は全部「数」なわけですが、やはりまだまだ数が少ないので、まずは「数」をとというのは大事なのですが、やはり「質」は非常に高めるには時間もかかりますし、もちろんずっと続くわけなので、「質」のところも、どうにかしてここに入れていくのが必要だろうと思っています。なので、相談支援のところ、地域移行のニーズの見える化を進める取組を捉えるような指標を入れて欲しいと思います。

相談支援の動きとして、地域移行ニーズとか在宅からの住み替えニーズもあると思いますが、そのニーズというのはすぐに見える化してこないと思うので、何か見える化に向けた動き、権利擁護的な機能としての動きを捉えられるようなものを入れていって、その動きを作り出していく。研修と絡めるのか分かりませんが、そういうので相談支援の質を、機能を充実させていくという仕掛けをここに入れていってはどうかというのが一つです。

もう一つは、最後の新規で入れていただいている障害福祉サービス等の質を向上させるため

の取組に係る体制の構築、これですが、主に市町村でやっていることが多いので、県としては指導監査という話でしたが、この障害福祉サービスの質の向上を施設や事業所が主体的に取り組んでいくということが非常に重要なので、その点で、一つは第三者評価の活用というのも県が引っ張って、その動きをやっていけるといいと思うので、監査だけではなくて第三者評価の活用もここに入れていければいいと思います。

(小川会長)

この項目の下位項目として、具体的に例えば研修なり、相談支援専門員の会合の中でそういった部分のニーズの見える化をどうするかということを議論してもらったり、第三者評価の中でもこういう点についてまとめて県の動向を把握するとかいろいろな手立てがあると思うので、そういうのを駆使して質を上げていくということを取り組んでほしい。この数値的なものが非常に単発なものになっていきがちですが、そうではなく、いろいろと下位項目がある、それが実際に動いているということ、僕らも把握しておきたいし、当事者の方、それから関係事業者の方が把握しているということが必要だと思います。

せつかくですので、徳田委員に御意見を聞きたいと思います。

(徳田委員)

他の委員会とか会議での議論をあまり知らない中での発言で恐縮ですが、一点、障害者虐待の防止の観点から5ページ目エ（ア）について、市町村や神奈川労働局など関係機関と連携して迅速な対応を図って障がい者の権利擁護の取組や、障害福祉サービス等の従事者への研修を実施し、障害者虐待防止法の適切な運用を図ると書いてありますが、障がい者の権利擁護の取組というのが具体的にどういった内容か分からないと、また法律では擁護者支援について触れられていますが、擁護者支援には何も取り組まないのでしょうか。

あとは、障害福祉担当者への研修ということで限定しているのか。先ほど金子委員がおっしゃった当事者の方への研修とか、そういったことも必要だと思います。限定的な記載はどうかと思います。

是非ともここにしていきたいのは、通報者保護への取組というのを、この大きな項目として入れられないかと。障害者虐待防止法というのは通報に基づいているものなので、通報がなければ何も始まらないということ、通報というのは非常に重要ですが、現実には通報者に対する不利益取扱、裁判を起こして、訴訟など起こっています。

通報することに対する委縮ということで、虐待防止法としての機能を十分に果たしていないという実態もあるので、県としても通報者保護への取組もしていけないといけないし、施設従事者の虐待であったり、使用者の虐待、ある程度の労働基準監督官の権限があるかと思いますが、県として考えるところもあるのでその点を理解して欲しいと思います。

(小川会長)

今の御意見も非常に重要だと思います。ただ、障がい福祉計画の中に入れるのか、障がい者

計画の中で今の通報者保護とかを入れるのか、どちらでフォローしたほうが理解しやすいかということには検討を要するかと思いましたが、確かにずっと抜け落ちがあると思うので、何らかの形で意見を言い続けていかなければならないと思います。

(内藤委員)

私は当事者ですから、先ほど皆さんがおっしゃっていたように、障がい者の差別、虐待防止法の関係について、より充実した形で入れていただければありがたいと思っています。

(赤坂委員)

障がい者と一緒にスポーツをやった時に、健常者の元気のいいプレーヤーから、「障がい者は会場の料金も優遇されているし、なんで障がい者のことばかり一生懸命やるのよ」と言われたことがありました。だから、パラリンピック大会があのように実施されたことは、そういった意味でも障がい者がスポーツをできることの素晴らしさがよく見てもらえて理解が深まったかと思うのですけれども、まだまだその精神的には、虐待とか差別とか言われましたが、暴力を振るわないでも、言葉の暴力って多いのです。障がい者に対して。だからそのへんの理解度を深めるにはどうしたらいいのかといつも考えているのですが、よく分かりません。自分ができることをコツコツやっています。

(小川会長)

おっしゃるとおりで、言葉の暴力の方がずっと残ってしまって、そのところは取り組まなければならないと思います。

(六反委員)

今回は、福祉計画の数値目標というところで、なかなか議題には乗りづらいとは思いますが、私も働き手からの視点でいつも議題に出させていただいているのですが、私たちが一番危機感を持っているのはやはり人材の確保です。これは本当に目に見えて年々厳しくなっているのではないかというのが現状です。そういった中で、文言では人材の養成、育成とよく拝見しますが、人材が育つには研修を受けるだけではやはり足りなくて、見聞き・経験する絶対的な時間が必要だと思っています。この福祉の中で頑張ってやっていく理由というか、位置付けというか、心に持つものが無いとバーンアウトしてしまうというのをたくさん見てきたので、そのへんの人材の確保と、それをどのように育成していくのかというのは、一つの柱として考えていかないと、やはり数値だけでは、それを動かす人間がいなければ、結果的には障がいの方に影響が出てしまうという図式がずっと続いているのかなど。これからそれがボンと顕著になるのかなという、危惧というか危機感をすごく現場では抱いていますので、そのへんのところもその数値には乗りにくいのですが、一つ取り上げていただけたら幸いです。

(小川会長)

今のことは、このあとの障がい者計画の項目の一つに上がってくると思うので、また議論したいと思います。

お二人に声を出していただきましたので、まだ言いたいことがあるかと思いますが、時間が少しオーバーしているので、いったんここで切らせていただきます。

いろいろ意見が出ましたが、事務局から伝えておきたいことはありますか。

(事務局)

いろいろと御意見ありがとうございました。まず、虐待防止とか差別のところていっつか御意見をいただきました。これについては、記載内容を含めて、少し検討させていただきたいと思います。

また、在原委員から、目標のところて相談支援の関係ですとか質の向上、第三者評価について御意見をいただきました。こちらについても、どういった指標が使えるのか、もう一度確認をしつつ、次回に向けて検討させていただきたいと考えております。

(堀越委員)

先ほど、会議の在り方で意見を言わせていただきましたが、中身について二点いいでしょうか。

一つは、先ほど成田委員と在原委員の相談支援員の地域移行の質的なところが出ないかという話があったと思うのですが、相談支援専門員に届く前のところを見ていかないと私はだめなんじゃないかと思うんです。

相談支援専門員に届くということは、よほどもう地域に帰りたい、という意味が形成されてからの話なので、ということですね、これは当事者目線の方の委員会の方をお願いすることかもしれないのですが、例えば意思表出支援の件数とか、意思形成支援の件数とか、それを施設の中で、あるいは地域で見ている相談支援専門員以前の支援者の方たちから数で取るっていうことができるのではないかと私は思っていて、あえてそうやって数で出してもらうことをお願いすることで、そこが誘発されないかと考えています。

それからもう一つ、相談支援専門員が増えない。これは六反委員もおっしゃったように現場の最前線の人が増えないということが大きな問題なのですが、何で増えないのかということをやはり考えていかないと、増えないと思うんですね。

例えば、介護保険における介護支援専門員は増えているのに、どうして障がい支援ケアマネといわれる相談支援専門員が増えないのかっていうのは、本当にその場で働くファミリーソーシャルワークも含めた、非常に難しい支援活動をしなけなければならないわりに、ペイしない、いわゆる費用対効果の意味でやりがいを持たなくなっちゃうということがあるのではないかと思います。ケアマネに比べて、という話をよく聞きますので。だからお金を出せとは申しませんが、位置付け、価値付けっていうものを第6期の中にきちんと、最前線の支援者、それから相談者支援専門員が何で重要なのか、県は本当にそれを増やしたいのか、というのを書き込ん

でいかないと、増えていかないと思います。

(佐藤委員)

先ほど、徳田委員がお話になっていましたが、虐待とか差別の問題は、非常に県立施設の問題に深く関わる問題であって、これを計画に記載するのはかなり難しいだろう、大変だろうと想像していますけれども、しかし、今、県で議論している、将来展望委員会も含めて、中井やまゆり園プロジェクトチームで議論している問題も含めて、かなり身体拘束を含めて県としていろいろと考えなきゃいけない問題が具体的に出ているのです。これをどこに書くかということ、やっぱり他の委員会、いろいろな委員会が動いていますので、小川会長もいろいろ関わってこられました、その検討の経過を踏まえて、計画の中に入れたいいけないということなので、それらの委員会の顕著な意見を反映させて計画の中に加えていただきたいと思っています。

(小川会長)

今、パラレルで動いている検討会とか、あるいはこの審議会とか、それ以外にもあるかと思いますが、そういった意見の擦り合わせですね、それから一緒に作っていくということではいくつもの県の障がい者政策に関わる会議がありますので、そういったところのコミュニケーションも、これまではどちらかというと並行して行われてきましたけれども、意見交換をしていく、あるいは、きちんと共有する、出されたものについて共有する、そういった作業を抜かりなくやっていくことだと思います。心してやっていきたいと思っています。

時間をオーバーして議題1をやりましたので、これまで出た意見を基に、おそらく1か月か1か月半後ぐらいになるかと思いますが、内容を組み込んだ案が出てくると思いますので、その時にまた細かな部分を精査していきたいと思っていますので、いったん、この議題1は終了させていただきます。

(小川会長)

次に、議題2に入りまして、かながわ障がい者計画の進行管理について、事務局から手短かに説明をお願いします。

(事務局)

事務局から資料3に基づいて説明

(小川会長)

これは、現行の障がい者計画の進行状況ということですが、一番大きいことは、コロナの関係で休止や見合わせをした事業が多くあって、評価が困難ということが記載されているところだと思っています。あとのページの数字を見させてもらうと、令和2年度はコロナ禍真ただ中だと思っていますが、それなりにできていたりするところもありますので、いろいろな努力もあ

ったのではないかとこのころがあつて、そこは知りたいと思ひました。

事務局に伺ひますが、把握しておいた方がよい、主たる点はどのようなところでしょうか。

(事務局)

昨年度は、令和元年度分の評価ということで、8つの施策分野ごとに、進んでいる・進んでいない、ということで御意見をいただきながら、評価を作っていくという作業を行いました。

今回は、ただいま御説明したような事情により、評価自体は行わないということになります。とはいえ、成果目標として設定している項目については、令和2年度の数値を追いかけていく必要がありますので、実施しました。また、来年度は、令和3年度の評価について、コロナがこのまま沈静化していくのであれば、評価をすることになりますので、改めて御説明させていただいた上で、進んでいる・進んでいない、といった具合的な御意見をいただきたいと思ひています。今回は、淡々と各事業の実績について特段の説明もなくまとめているものですので、何かお気づきの点等があれば御意見をいただければと考えております。

(小川会長)

私から委員の皆さんにお聞きしたいことがあるのですが、その前に、佐藤委員、お手を挙げられたと思ひますのでどうぞ御発言下さい。

(佐藤委員)

今の事務局の説明については、行政当局というか事務局の説明としてはそのような説明になるだろうと思ひますけれども、何が気になるのかというと、これまでの経過の中で強度行動障がいという言葉が、これは、現行に使われている言葉ですけれども、よく分からないまま使われているのですね、神奈川県ではこれをどのような意味で使っているのかということをごどこかで整理しておいた方がよいと思ひます。

(小川会長)

用語はきちつと定義を整理しておいた方がよいということですよ。

まだ続きがあるかもしれませんが、佐藤委員からは、強度行動障がいという用語が使われているけれど、きちつと言葉の使用については整理しておいたほうがよいのではないかと、あるいは言葉直しも含んでいるのかもしれないですが、用語の使い方について御指摘があったということです。

私から皆さんに聞いてみたかったのは、令和2年度の点検評価が見送りになって、コロナだからということになっているのですが、たまたま昨年11月にかながわ福祉サービス大賞という、みんな自分達のやった事業を、こんなふうに行いましたということが、50件ぐらい応募があつて、高齢者の介護保険のデイサービスも多かったのですが、コロナ禍でもいろいろな試みをして、利用者の方と繋がっているのですよ。Zoomとかセッティングをしている例もあるようです。

佐藤委員、回線が復帰しました。先に別の話を進めていますので、後ほど改めて、御発言をお願いします。

そういうわけで、コロナ禍だから、中止があったし、見合わせたところがあったということで評価が止まっているのですが、こういう中でもこういうふうにしてきた、とか、これからの時代何が起きるかも分からないので、その時期は無しということではなくて、その時期に困難だったこと、やれたこと、工夫したこと、逆にプラスになった話も出ていたのです。ですから、全部を無きものにしてしまうのではなくて、そういう間に何をしたかを評価していくべきじゃないのかと思うのです。例えば、六反委員の事業所で、いろいろと実績があると思うし、支援者と利用者の間で何か生まれたものとか、頑張ってやったこととか、そういうものがあるのではないかと、それを評価していくべきなのではないかと思ったりしたのですが、御意見はどうでしょうか。

(六反委員)

昨年のコロナの苦労を思い浮かべて振り返りますと、私の事業所は利用者 20 名ほどの小さな事業所なので、それをイメージしていただければと思いますが、思ったより手洗い、うがい、マスク、こちらが本当に時間をかけて丁寧にすれば、割とみんなできるだと、改めて再確認できたということ。最初から諦めている人も、はっきり言って何人かいたのです。ちょっと無理だろうなという印象もありましたので。今までは、チャレンジしてもできなければ仕方がないで済んでいたのが、そういう状況ではない中で、時間をかけてもいいからちょっとやってみようということで、最終的には、1 年もしたらすごくできるようになって、皆さん上手になったというのは、コロナだけじゃなくこれから何がくるか分からないということで考えれば、時間をかけてひとつひとつやればできるんだと再確認できたのが一ついいところだったと思います。

(小川会長)

安藤委員、施設ではどうでしょうか。

(安藤委員)

確かに、私どもの施設は入所の方と通所の方が相当数いますので、なるべく動線を分けて、干渉し合わないような工夫をすとか、割と両者はそれにすつと馴染んでくれるところがあって、これは、すごく処理能力が高いなと感心させられたところがあります。点検評価の見送りについては、私は小川委員長と同意見で、コロナだからやりません、ということじゃなくて、一応やって、コロナのためにこの研修はなかなかできなかったけれど、Zoom ではこういう状態だったとか、やっぱり振り返るべきではないのかなという、そういう感想を持ちました。

(小川会長)

当事者目線の検討会にも関わることですけれども、例えば地域移行で、グループホームで実

習したいって言ったりする方がいた時に、その配慮をどういうふうにするか一生懸命考えて、送り出したりとか、そういうことをしてきているのも、数字にするとゼロになってしまうか僅かになってしまうけれども、そういう試み、どうやったらできるだろうかということを考えながら取り組みをしているところは聞いているんです。そうなってくると、そういう一つ一つの、コロナ禍にあってもそういった一つの工夫が大切なのだと感じているので、そういうものも集めた方がよいのではないかと考えています。

佐藤委員、先ほどの強度行動障がいについての用語の問題を話された後に回線が途切れてしまったため、改めてお願いします。

(佐藤委員)

強度行動障がいの定義については、全国的になかなかまとまったものがないので、これはおそらく、会長や副会長の方が詳しいと思いますが、専門家の見解というよりも、施設の方の理解がはっきりしていないというところが、神奈川県ではあると思います。それにかからめて身体拘束を簡単にしてしまうという傾向が神奈川県にはあって、これが、過去の地域移行とかあるいは人間らしい暮らしとかいうのは、神奈川県も従来からずっとやっていた、謳っていたと思うので、それにもかかわらずそういうものが数値目標ではなくて、十分に実現できていなかったということ、やはり認識をする必要があるのではないかと考えていたので、そこを指摘したわけです。

それで、今の御発言を聞いていて、やはり難しいなというふうに思います。

何が難しいのかというと、変わらないな、と感じるのですよね。やはり、困った人を施設に入れて、困った人だから身体拘束するよ、というような姿勢が神奈川県全体で定着していて、これがなかなか変わらないという、そういう状態がなかなか変わらない。だけどそれを変えるためには、まずはそういう状態になっているんだということ認識することが必要だと思っておりますので、敢えて、これは皆さんが活動されている内容が間違っているということではないです。あくまでも会議体の中での、議事録に残しておくための発言として言っているわけですが、これがなかなか難しいんだと思っております。繰り返しますけれど、いろいろな会議体の中で、神奈川県の中でこれから議論していかなきゃならないものだと思っております。

(小川会長)

佐藤委員は、神奈川県のような委員会や検討会に携わっていて、いろいろと神奈川県の問題を全体的に把握されているので、そういったことを絶えず言い続けていただくということで、そう簡単には変わっていかないことはたくさんあるのですが、そこに一石を投じながら、お仕事をさせていただくということ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

進行管理については、この表と鑑の部分だけでは議論を深めるということとはできないし、今回はどちらかというと、前段のテーマの方が緊急ですので、こちらの方については、引き続き議論をしていくということで。それから、コロナ禍のことについても何らかの形で、評価検証していくということはお願ひしておきたいと思ひます。

時間の残りが少なくなってきましたので、議題は以上で終わらせていただき、報告事項に入りたいと思います。

報告事項についてもたくさんあるので、要点だけをお話しいただいて、質問とか細かいところで気になるところがあると思いますが、それは事務局に言っていただく形で、御了承いただきたいと思います。

事務局の方で、資料はたくさん出ていますが、ポイントだけ説明をお願いします。

(事務局)

事務局から資料4-1～資料7に基づき説明

(小川会長)

今お聞きになった範囲で確認したいこととか、何か質問がおありでしたらどうぞ。

(徳田委員)

一点、気になっているのは、中井やまゆり園における利用者についてということで、身体拘束事案があったことを御報告いただいております。すでにプロジェクトチームが立ち上げられているということ、そこで検証されるということ、特に私が申し上げるまでもないとは思いますが、確認として、例えば、骨折の事案なんかで見ると、県と園では骨折事案に関する当時の記録の確認や関係する職員へのヒアリングを行うなど、当時の判断が適切だったのか確認していく、プロジェクトチームの助言をいただき、長時間の拘束を廃止できるよう取り組んでいくということですが、当初の判断が適切であったか適切でなかったかということがまだ分からない状況で、それを調査・確認という書きぶりになっているのですが、これは明確な通報義務違反ですから、不適切だったということは明確だと思うんですね。虐待の恐れがあれば通報しなければならない法的な義務があるわけですから。そういった事実をないがしろにして、それを内々の調査で済ませてはならないというのは、当然の、いろいろな施設のマニュアルにも書かれている内容だと思いますので、もちろんプロジェクトチームが立ち上がっているというので何の問題もないかとは思いますが、こういった報告、資料においても、そういった視点から見ていただく必要があるのかと思いました。

(小川会長)

通報義務違反ということについては、その認識で動いているということで理解してよろしいでしょうか。

(事務局)

そのことも含めて、調査の中で明らかにしていきたいと思っています。

(小川会長)

わかりました。

(佐藤委員)

通報義務違反という観点からいきますと、22件の身体拘束が県として認識されているわけで、それを県としては市町村に情報提供したのです。にもかかわらず、市町村の方が発しないということの方がむしろ問題です。

今、先生がおっしゃった骨折事案については、園としては、利用者さんが利用者さんを踏んだという認識をしていたということで、虐待案件だという意味では判断していなかったわけなので、その判断を前提とすると、通報しないというのは分かるわけです。

ただ、その判断が正しいのかというと、それは園だけで、利用者さんを踏んだということを見た人はいないのです。逆に、冒頭にありますように、その施設職員がカートでぶつけたということも、見た人がいないということでそれを否定しているわけですから、利用者さんが踏んだということを見た人がいない、ということで施設の調査がとても甘いんです。だからもう全然訳が分からない状態でうやむやにしていること、それ自体が問題だ私は思っています。

しかし、これからさらに調査が積み重ねられていくだろうと思っていますし、全体としての施設固有の甘い認定等があって、要するに「障がい者って困った人だから、するよね」みたいなことで、うやむやにしてしまうという、そういう傾向があるんだろうと思っていますので、これをこれから我々が障がい者計画を考えるときに、どうしていくかが問題だろうと思っています。

(小川会長)

是非、プロジェクトチームの方でも、そのあたりの経緯とか、今報道されていることはあくまで報道なので、きちんと整理をして、所在を明らかにして、県の責務とそれから市町村にも関わってくるかもしれない、そのあたりのところをきちんと検証していただいて、次に生かすということをお願いしたいと思います。

(佐藤委員)

県も真剣に調査しようという姿勢はもっておられるようなので、期待をしています。

(徳田委員)

事実関係を私も把握していない中だったので申し訳なかったです。今、よく分かりました。

ただ一点、やはりですね、虐待防止法が、虐待のおそれ通報しなければならないことを義務付けていることの趣旨としては、内部調査を先行してはならない、同時並行でやっていかななくてはならない、というような、「恐れ」の段階での捉え」ということで、それを重視している。なので、内部調査で利用者同士が踏みつけたということによる、ということ片付けたこと自体が私は問題だと思っています。

(佐藤委員)

おっしゃるとおりだと思います。

(小川会長)

事務局どうでしょうか。

(事務局)

今日いただいた御意見を踏まえまして、しっかりと再調査を進めさせていただきます。

(小川会長)

他に何かございますか。

(金子委員)

今日質問できなかったことについては、書面で後から質問してもよろしいでしょうか。

(小川会長)

大きいテーマが出ていて、時間が限られていたので、質問等を書面で出すということでもよろしいでしょうか。

(事務局)

はい、結構です。

(小川会長)

今回の会議の時に反映したり、回答していただくのであれば、その締切りを作った方がいいと思うのですが、いつにしましょう。

(事務局)

次の会議のスケジュールを踏まえて改めて御案内をさせていただきます。

(金子委員)

もう一点、今日の議題と報告事項等にはないのですが、福祉施策に関することでちょっとだけお時間をいただければと思います。

皆様も御存知のとおり、10月から神奈川県でも障害者手帳のカード化が始まりました。それで、私も44年間使っていた障害者手帳を市の障がい福祉課に申請しました。2週間前にできたとの連絡があったので、早速受け取りに窓口に行きました。最初に今の時代になぜカードの証明写真が白黒かという疑問もあったのですが、お話ししたいのはその点ではなくて、障がい福祉課に受け取りに行った時に、新しい障害者カードと身体障害者手帳は引き換えだというこ

とで、今まで使っていた障害者手帳を没収されてしまいました。

こんなことを話しても、たぶん皆さんはそんなことどうでもいいじゃないか、と思われるのではないかと思うんですけど、障がい者にとっては、私にとってもですが、障がいを負ってから長年にわたって使用していたので、私の44年間の障がいの歴史がそれであったり、障がいを負った当時の顔写真が証明写真として貼られていたり、障がい当事者にとっては大切なものです。また、今回のことで同じ意見も何人かの障がいのある知り合いなどからも聞いています。パスポートや運転免許証などは、古いものはそれに穴をあけて返却してもらえるのに、なぜ障害者手帳は返却してもらえないのか疑問に思います。今後は、障害者手帳はカードを申請しても、今までの障害者手帳は穴などをあけて返却していただけるようなことを考えてもらいたいと思います。

(小川会長)

重要なことだと思います。返却の判断については、県レベルですか、それとも市町村レベルでしょうか。

(事務局)

発行主体である県の判断になると思いますが、国からの通知等があるかを含め、正確に把握できておりません。

(金子委員)

市の障がい福祉課の窓口で確認した際は、紙とカード、2つの障害者手帳を持つことはできないと言われました。勿論、私たちも両方を使うために持っていたいわけではありませんが、県の方から今まで使用していた紙の障害者手帳の返却は出来なく、交換するようにと県から指導があったと障がい福祉課の担当者から聞いています。

(小川会長)

通帳だったら、繰り越しだとかスタンプだとか、穴を開けたりとかで、古いものも持ちますよね。どういう時点で双方こういうふうに変えてきたかという歴史が入っているものなので、単純な身分証明とは違うことを理解していただいて、そのあたりは考えがなかったのではないかなと思いますが、把握しておいていただけますか。

(事務局)

改めて確認して、金子委員には御連絡をさせていただきます。

(小川会長)

それでは、報告事項として説明いただいたことについては、膨大な資料が配られているので、改めてお目通しをいただいて、特に、当事者目線の障がい者福祉に関する検討会の中間報告に

については、おそらく最終報告にも大方が反映されてくるのではないかと思います。

この当事者目線のところは、神奈川県施設課題ということがかなり中心に論議をされて、どのように将来的に変化をしていくかということが中心になってくると思います。ここの審議会ではやはり、地域の、もちろん施設のことでも数量的に入ってくるのですが、地域のサービスという部分も重点的に検討されなければいけないと思っています。

特に施設から地域にとっても、地域に支援がなければいくら施設の中で様々な検討がなされても、プログラムがなされても、地域に戻れないということになってくるので、やはり地域にいかに充実した支援を、そして人材を用意していくかということがすごく大事だと思うのです。

はっきり言って今、ホームヘルプや重度訪問介護などでも、ほとんど、その生活を支える、特に障がいの重い方々にとっては十分にはなっていないということがありまして、日本だけです、当事者の方を意識して実施するプログラムなどないというのは。海外では様々なプログラムが並んでいるんですけど、日本は非常に遅れていると思うので、そのへんもこの審議会の中で、地域の生活を充実させるためのプログラムを、もう少し力を入れていくことに邁進したいと、私の立場では思っております。

それでは、後ほどメール等で質問や意見の集約をしていただき、次回の会議に反映していただくということでよろしく願いいたします。

議事は以上となります。

(以上)